

衆議院厚生労働委員会ニュース

【第201回国会】令和2年3月17日（火）、第4回の委員会が開かれました。

1 雇用保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第12号）

・参考人から意見を聴取し、質疑を行いました。

（参考人）一般社団法人日本経済団体連合会労働政策本部長	正木義久君
日本労働組合総連合会総合政策推進局総合局長	仁平章君
中央大学大学院経済学研究科委員長・経済学部教授	阿部正浩君
全国労働組合総連合雇用・労働法制局長	伊藤圭一君

（質疑者）谷川とむ君（自民）、岡本充功君（立国社）、伊佐進一君（公明）、宮本徹君（共産）、藤田文武君（維新）

・加藤厚生労働大臣、稲津厚生労働副大臣、橋本厚生労働副大臣、牧原経済産業副大臣、井上財務大臣政務官、自見厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者）宮本徹君（共産）、山井和則君（立国社）、船橋利実君（自民）、榎屋敬悟君（公明）、尾辻かなこ君（立国社）、岡本あき子君（立国社）、西村智奈美君（立国社）

（質疑者及び主な質疑事項）

（参考人に対する質疑）

谷川とむ君（自民）

- （1） 高年齢者就業確保措置として多様な選択肢を設けた理由及び今後の完全義務化についての正木参考人及び阿部参考人の見解
- （2） 65歳以上の求職者の再就職支援策についての正木参考人及び阿部参考人の見解
- （3） 就業場所の一つが労災保険法適用事業場以外である複数就業者に対する災害補償の在り方についての正木参考人の見解
- （4） 高齢者の労災防止に取り組む企業への支援策についての正木参考人及び仁平参考人の見解

岡本充功君（立国社）

- （1） COVID-19（新型コロナウイルス感染症）の影響による採用内定取消し関係
 - ア 経団連の取組及び見解
 - イ 内定取消しが雇用契約の解除に当たることについての正木参考人の認識
- （2） 高年齢者就業確保措置としての創業支援等措置の新設関係
 - ア 雇用による措置と創業支援等措置の両方を選択した事業主が実際は創業支援等措置のみを活用する可能性についての仁平参考人の懸念
 - イ 創業支援等措置により就業する者の事故等についての防止策関係
 - a 労災と同様に事業主と労働基準監督署が関与する仕組みについての阿部参考人及び正木参考人の見解
 - b 労働者保護の観点と同様の取組の必要性についての仁平参考人の見解
 - c 経団連としての検討の有無
- （3） 雇用保険の失業等給付に係る保険料率及び国庫負担の引下げの暫定措置の継続関係
 - ア 労使が負担する保険料の水準についての伊藤参考人の評価
 - イ 今後の雇用情勢の変化により積立金が不足した場合の保険料率の引上げについての正木参考人及び仁平参考人の見解
 - ウ 今後2年間に財政が逼迫した場合の具体的な選択肢についての正木参考人の見解

伊佐進一君（公明）

- (1) COVID-19（新型コロナウイルス感染症）の流行による経済悪化に対応する雇用対策の内容についての仁平参考人の見解
- (2) 税制優遇によるテレワークの推進策についての正木参考人及び阿部参考人の見解
- (3) 創業支援等措置による就業のニーズについての正木参考人及び仁平参考人の認識
- (4) 複数事業主に雇用される労働者への雇用保険の適用関係
 - ア 若年者を対象としなかった理由についての阿部参考人の見解
 - イ 阿部参考人が部会長を務める労働政策審議会雇用保険部会での若年者を対象とする場合の条件についての議論の有無
- (5) 阿部参考人が部会長を務める労働政策審議会雇用対策基本問題部会における70歳までの就業機会確保の今後の義務化までの期間についての議論の有無

宮本徹君（共産）

- (1) COVID-19（新型コロナウイルス感染症）の流行を受けてフリーランス等から連合及び全労連に寄せられた相談の具体的内容
- (2) 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入関係
 - ア 労働者の過半数代表者の同意が使用者の意のままの結論となる具体的事例についての伊藤参考人の見解
 - イ 雇用契約から業務委託契約への切り替えを迫られる事例に関する伊藤参考人の見解
 - ウ 業務委託契約に偽装した雇用が拡大する懸念についての正木参考人、仁平参考人及び阿部参考人の見解
 - エ 経団連加盟企業の業務委託先企業等における法令遵守に対する経団連の姿勢
 - オ 不当労働行為と認定された経団連加盟企業に対する経団連からの注意喚起等の実施の有無
- (3) 高年齢雇用継続給付の見直し関係
 - ア 縮小後の経団連における賃金引上げに向けた取組の有無
 - イ 高年齢者の賃金引上げの原資を他の世代から回す懸念に対する正木参考人の見解

藤田文武（維新）

- (1) 兼業・副業の推進が労働市場全体に与える影響についての各参考人の見解
- (2) 労働者保護の政策が相次ぐ中での中小企業の負担増に関する各参考人の見解

(政府に対する質疑)

宮本徹君（共産）

- (1) 70歳までの就業機会確保の努力義務化等に伴い年金受給開始年齢が引き上げられる可能性の有無
- (2) 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入関係
 - ア 「委託契約その他の契約」が指す働き方
 - イ 労働者保護の観点からの雇用と比較した場合の業務委託契約の問題点
 - ウ 企業が雇用契約を業務委託契約に切り替える理由
 - エ 雇用契約が業務委託契約に切り替えられたことに伴う労働相談の内容
 - オ 東京電力パワーグリッドの孫会社の請負契約者に対する救済命令事案関係
 - a 本事案のような業務委託契約に偽装された労働者性のある個人請負が法改正により広がる懸念

- b 労働者性が認められる請負契約において正当な理由なく業務を縮小する契約の違法性
- c 業務委託契約では70歳までの安定した就業が保障されない懸念
- d 不当な業務縮小を阻止する措置の必要性
- e 労働者性が認められる請負契約者の労働組合活動を理由とした差別的取扱いの不当性
- f 東京都労働委員会の命令に従うよう経済産業省が東京電力に指導する必要性並びに牧原経済産業副大臣及び厚生労働大臣の見解
- g 東京電力に法令を遵守するよう指導する必要性
- h 本制度の導入により本事案と類似の事案が広がる懸念

山井和則君（立国社）

- (1) 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入関係
 - ア これまでと同様の業務の最低賃金割れに相当する金額での委託契約の合法化に対する懸念
 - イ 業務委託契約での働き方で過労死した場合の労働災害の適否
 - ウ 全ての就業者を労災保険へ特別加入させる必要性
 - エ 業務委託契約でなければならない理由を書面で事業主に示させる必要性
 - オ 業務委託契約において事業主の安全配慮義務を確保する方策
 - カ これまでと同様の業務を同じ場所で業務委託契約により行うことの可否
- (2) COVID-19（新型コロナウイルス感染症）の流行を受けた株価暴落による年金積立金への影響関係
 - ア 2019年12月末からの3か月で年金財政に20兆円程度の損失が出ているとの試算に対する厚生労働大臣の見解
 - イ 今回の損失が過去最大の損失を上回っているとの指摘に対する厚生労働大臣の見解
 - ウ 年金財政への説明責任がある厚生労働大臣の現状認識
 - エ 年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が本年1～3月の年金の管理・運用状況を公表する時期
 - オ 2015年のポートフォリオ変更前の運用収益を下回る株価水準
- (3) COVID-19（新型コロナウイルス感染症）への対応関係
 - ア PCR検査の実施件数が少ない日本の現状が検査の徹底を求めるWHO事務局長の記者会見に反しているとの指摘に対する厚生労働大臣の見解
 - イ 相談件数に比べてPCR検査の割合が高く出ている「和歌山モデル」に対する厚生労働大臣の評価
 - ウ 都道府県知事の判断による陽性患者の自宅療養の可否
 - エ 医師の診断を前提にしたドライブスルー方式によるPCR検査の導入の可能性
 - オ WHO事務局長の検査の徹底を求める対象に日本が含まれることの確認
 - カ WHO事務局長の求めに日本が従っていない懸念及び厚生労働大臣の認識
 - キ 検査数を大幅に増やす必要性

船橋利実君（自民）

- (1) 70歳までの就業確保措置関係
 - ア 本措置を事業主の努力義務とする理由及び2040年までの人口動向を踏まえた本措置の必要性
 - イ 継続雇用を行う事業主の範囲拡大を行う際に高齢者が活躍できるよう中小企業等も含める必要性
 - ウ 本措置に雇用以外の措置を設ける理由
 - エ 雇用以外の措置における委託業務が労働者に不利なものとならないようにする必要性
 - オ 雇用以外の措置が就業者本人に役立つように取り組む必要性

- カ 高齢者の活躍を促進するための支援策の内容
- (2) 複数就業者に係る雇用保険の適用及び労災保険給付関係
 - ア 労働者の安心感が高まる具体的な例
 - イ 雇用保険の適用についての具体的な試行方法
 - ウ 労災保険の給付額への影響及び周知の必要性
- (3) 大企業に対する中途採用比率の公表の義務化による効果
- (4) 雇用保険料率の暫定引下げによる雇用保険財政への影響
- (5) COVID-19（新型コロナウイルス感染症）への対応関係
 - ア 雇用調整助成金の特例措置を延長する必要性
 - イ タクシー等の雇用調整助成金の利用が困難な業界に対する柔軟な対応の必要性

梶屋敬悟君（公明）

- (1) COVID-19（新型コロナウイルス感染症）への対応関係
 - ア 雇用調整助成金の特例措置関係
 - a 特例措置の具体的な内容及び予算額
 - b 雇用調整助成金の直近の支給実績
 - c 特例措置の対象となる緊急特定地域に指定されるための要件
 - d 緊急特定地域の指定において北海道の状況が目安となることの確認
 - e 地域や業種を限定した上で増額するなど今後の状況を見ながら検討する必要性
 - イ 小学校休業等対応助成金の予算の内訳及び内容
 - ウ 委託を受けて個人で仕事を行う者を対象とした小学校休業等対応支援金の受給要件及び申請手続の詳細
- (2) 育児休業給付の位置付けの見直し及び経理の明確化関係
 - ア 令和6年度までの財政状況の試算
 - イ 男性の育児休業取得率の増加目標が試算に含まれていることの確認
 - ウ 国庫負担率を8分の1としていることの根拠
 - エ 男性が育児休業を取得しない理由

尾辻かな子君（立国社）

- (1) COVID-19（新型コロナウイルス感染症）への対応関係
 - ア PCR検査関係
 - a 1日当たり8千件まで検査能力を増強するとの総理発言の意味が人数ではなく件数であることの確認
 - b 厚生労働省が提供し山井委員が3月17日の本委員会で配付した資料の数値に件数と人数が混在している可能性
 - c 同資料の国立感染症研究所における数値の単位
 - d 同資料の民間検査会社における数値の単位
 - e PCR検査の実施状況を分かりやすく公表する必要性
 - f 新規でPCR検査を受けた人数を公表する必要性
 - イ クルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号における対応関係
 - a 橋本厚生労働副大臣が船内での「清潔ルート」「不潔ルート」と記載されたツイートを削除した理由
 - b 船内でのゾーン分けについての橋本厚生労働副大臣の評価
 - c 船内で橋本厚生労働副大臣が岩田神戸大学教授と面会した事実の有無

- d 船内での対応について第三者を交えた検証を実施する必要性
- (2) 本法律案で改正する法律の本数
- (3) 70歳までの就業機会確保関係
 - ア 70歳までの就業機会を確保しようとする理由
 - イ 今国会の施政方針演説で65歳を超えて働きたいと考える高齢者の割合が8割とされた根拠は内閣府の「平成26年度高齢者の日常生活に関する意識調査」であることの確認
 - ウ 同調査で仕事をしていない高齢者を含めた割合は約5割になることの確認
 - エ 常時雇用労働者30人以下の企業における65歳までの雇用確保措置の実施状況を把握する必要性
 - オ 70歳までの就業確保措置のうち創業支援等措置においては労働関係法令が適用されなくなることの確認
 - カ 創業支援等措置による就業についても労働者死傷病報告を提出させる必要性

岡本あき子君（立国社）

- (1) COVID-19（新型コロナウイルス感染症）への対応関係
 - ア 韓国のようなドライブスルー方式のPCR検査を我が国において実施することの可否
 - イ PCR検査は不安解消のための検査でないことを発信する必要性
 - ウ かかりつけ医がPCR検査の必要性を判断できるようにする必要性
 - エ 発熱が続き呼吸器症状等がある場合には帰国者・接触者外来を紹介する必要性
 - オ 「入院」を要する肺炎でなくても帰国者・接触者外来を紹介できることを明確にする必要性
 - カ 受診の目安の一つとして「37.5℃以上の発熱が4日以上続くこと」とした科学的根拠の有無
 - キ 受診の目安から「37.5℃以上の発熱が4日以上続くこと」を撤廃する必要性
 - ク 軽症者等を自宅療養にすることを判断するタイミング
 - ケ 新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾に盛り込まれたマスク配布の実施状況
- (2) 高齢者就業確保措置に雇用以外の措置を取り入れる理由の妥当性

西村智奈美君（立国社）

- (1) 新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾関係
 - ア 北海道に対する雇用調整助成金の助成率上乘せの特例措置を全国展開する必要性
 - イ 市町村単位で雇用調整助成金の特例の対象とすることの可否
 - ウ 学童保育を運営する事業者の減収分を国が全額補填する必要性
 - エ 勤務時間増等による収入増に伴い学童保育で働く者に社会保険料負担が新たに発生した場合の負担軽減策を検討する必要性
 - オ 前年と比較して収入が急減したフリーランスに対する税及び社会保険料の減免措置の検討の有無
 - カ フリーランスへの支援策の発表方法
- (2) 高齢者就業確保措置としての創業支援等措置の新設関係
 - ア 雇用による措置と創業支援等措置を組み合わせる場合も過半数代表者の同意を要件とする必要性
 - イ 労使合意を伴わない創業支援等措置を事業主が提案した場合の努力義務の達成の可否
 - ウ 創業支援等措置を講ずるための労使合意を書面で行い都道府県労働局に提出させる必要性
 - エ 創業支援等措置を講ずるための労使合意に本措置を選択した客観的理由を記載する必要性
 - オ 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」の対象に請負契約により就業する者が含まれることの確認
 - カ 創業支援等措置により就業する者が被災した場合にも労働者死傷病報告の提出を求める必要性